

J A M 政策NEWS

2004年11月2日 第2005-13号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

労働組合法改正法案衆院厚生労働委員会で可決

10月29日、衆議院厚生労働委員会で、「労働組合法改正法案」の審議が行われ、全会一致で可決されました。労働組合法改正法案は、本年3月、通常国会に提出されましたが、継続審議となっていました。

今回の改正は、労働委員会での不当労働行為

審査の迅速化を図ること等を目的としたもので、労働委員会に対し、計画的な審査、迅速・的確な事実認定、審査体制の整備、和解の促進等を求める内容になっています。

また、附帯決議の提案があり、これも全会一致で決議されました。(次ページ参照)

【改正法案要旨】

項目	現行	改正案
計画的な審査	審査の長期化が問題になっている	労働委員会は、審問開始前に争点・証拠や審問回数などを記載した審査の計画を作成しなければならない。
迅速・的確な事実認定	不当労働行為の審査では、証拠物件の収集等のための実効性ある手続きが整備されておらず、公益委員の要請にも関わらず、必要な証拠が確保されない場合がある	労働委員会は公益委員の合議により、証人の出頭命令や証拠物件の提出命令を行うことができる
審査体制の整備	不当労働行為命令を発出する場合、原則として公益委員全員(15人)の審査が必要、公益委員の半数が出席しなければ会議を開き、決議することができない	<p><中央労働委員会> 原則として、公益委員全員の合議ではなく、5人の公益委員で構成する小委員会の合議による</p> <p><地方労働委員会> 条例による委員定数の増員、小委員会制の導入が可能。公益委員5人または7人で構成する合議体で審査などを行うことができる</p>
中央労働委員会の常勤委員	1988年改正で常勤委員2名が可能となっていたが、実施されていない	公益委員の2名以内の常勤化の実施
取消訴訟における新証拠の提出制限	制限なし	労働委員会段階で証拠提出命令を受けても提出されなかった証拠について、取消訴訟段階で提出することができないものとする
和解の促進	和解について規定はない	労働委員会は審査の途中、いつでも当事者に和解を勧めることができる 当事者双方の申し立てにより合意について和解調書を作成することができる 和解調書は強制執行に関しては、債務名義とみなす(強制執行を行いうる効力の付与)
罰金・過料	<p>確定判決で支持された救済命令違反 10万円</p> <p>労働委員会の委員・職員が秘密を漏らした 3万円</p> <p>出頭命令・物件の提出命令に従わなかった 3万円</p>	<p>100万円</p> <p>30万円</p> <p>30万円</p>

【衆議院厚生労働委員会の附帯決議】

労働組合法の一部を改正する法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1. 今回の不当労働行為審査制度の見直しの趣旨にかんがみ、計画的な審査及び迅速・的確な事実認定が行われるよう必要な措置を講ずること。
2. 中央労働委員会事務局に法曹資格者を配置する等事務局体制の充実・強化を図るとともに、労働委員会事務局の専門的な知識能力の向上のため、研修その他必要な措置を講ずること。
3. 証人の宣誓、公益委員の除斥、忌避については、労働委員会の裁判所化・民事訴訟化となることのないよう、その運用に十分配慮すること。
4. 公益委員の選出に当たっては専門的な知識能力を持つ適切な人材が選出できるよう努めるとともに、常勤となる公益委員については、労働紛争を解決するにふさわしい知識・経験を有する有為な人材登用すること。
5. 証人等出頭命令に対する不服申し立て及び和解の制度については、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

【労働委員会】

公・労・使の三者で構成される独立行政委員会で、各都道府県に地方労働委員会が、中央に再審査機関として中央労働委員会が設置されている。いずれも労働組合法に基づいて設置された機関であり、労働組合と企業等との間の紛争の解決を図っている。

具体的には、労働争議の調整（あっせん・調停・仲裁）
不当労働行為事件の審査
労働組合の資格審査 を行っている。

今回の改正案で盛り込まれたのは、の「不当労働行為事件の審査」の見直し。不当労働行為事件の審査では、労働委員会が労働組合の申し立てに基づいて、不当労働行為の事実の有無を調査・認定し、その事実がある場合には、使用者に対し、復職・賃金の差額支給等の原状回復を命ずることができる。